

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

武 豊 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本地域は、愛知用水の通水に合わせ土地改良事業により整備され、稲作中心の優良農地が平野部から丘陵部にかけて広がっている。

しかしながら、農業従事者の高齢化や若者の農業経営離れにより土地の維持管理等が行われず耕作放棄地の発生が懸念されている。

このような状況を踏まえ、農用地の保全を継続的に実施して行くなどの体制づくりが急務となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
武豊町全域	第3条第3項第1号及び3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつて、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。